

# 兵庫県環境審議会鳥獣部会(第1回) 議事録

日時 平成23年11月28日(月) 13:30～17:00

場所 兵庫県民会館1202会議室

議事 (1)第11次鳥獣保護事業計画(案)について (2)第4期シカ保護管理計画(案)について  
(3)第3期ツキノワグマ保護管理計画(案)について (4)第2期ニホンザル保護管理計画(案)について  
(5)第2期イノシシ保護管理計画(案)について

出席者 部会長 江崎 保男  
委員 藤本 和弘  
委員 丸谷 聡子  
特別委員 上原 利信  
特別委員 権藤 眞禎  
特別委員 高柳 敦  
特別委員 西川 義丈  
特別委員 湯本 貴和  
会長 鈴木 胖  
副会長 村岡 浩爾

欠席者 1名(高畑 由起夫)

(敬称略)

- ・ 傍聴希望者5名の傍聴を認めるとの報告がなされた。
- ・ 局長挨拶
- ・ 委員3名、特別委員5名の計8名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第6条第5項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。
- ・ 資料確認

## 【審議事項】

### (1) 第11次鳥獣保護事業計画(案)について

(事務局より説明)

(発言内容)

(A委員)

兵庫県森林動物センターに関する事項が全く更新されていない。センターは兵庫県独自のもので、計画の中でも中核をなすものなので、位置づけをきっちり考えていただきたい。またそうすることで、科学的管理をする姿勢を示していただきたい。

(事務局)(回答)

センターの事項は第10次計画から変えていない。先生の指摘を踏まえて再度どのような形で記載できるか検討したい。

(B委員)

愛玩のための飼養の目的に関する確認で、「都道府県知事が特別の事由があると認める場合」というのは無く、そのため例外はあり得ないという考えでいいのか。また実際飼養している分については認めていくということだが、現在数例認めている分についてすり替えが行われないように今後の監視をしていただきたい。

鳥獣保護員のなかで、基準設置数88人とあり、現在見込48人ということで充足率55%とある。兵庫県では猟友会に狩猟の取締等大変なご苦勞をいただいているが、他府県では自然保護団体の方も多数入っており、是非今後兵庫県でも、そういった方を鳥獣保護員に含める方向で考えていただきたい。

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査で、「日本野鳥の会兵庫県支部」とあるが、平成22年の総会から「日本野鳥の会ひょうご」と名称変更しているので、こちらも訂正するようお願いしたい。

(事務局)(回答)

愛玩のための飼養目的については、全面的に禁止ということで整理させていただく。従来兵庫県では大阪・京都と異なり若干飼養を認めてきた経緯があったが、国の姿勢が大きく方向転換したので、当県でも今回から全面禁止としている。

鳥獣保護員について、充足率の低さには県でも大変心苦しく思っている。予算の関係で手が回らない状況だが、今後自然保護団体の方を入れることも検討したい。

3番目の訂正のご指摘については、承知していたが、記載の修正漏れ。すぐに修正する。

( 部会長 )

メジロについて、法令を読む限りは全面禁止と書かれていないが、計画には書いている。これはどう理解すればよいのか。

( 事務局 ) ( 回答 )

例外を認めないと記載することまでは出来なかった。将来的には記載する方向でいく。計画には「愛玩目的の飼養を認めない」と記載。

( C 委員 )

希少鳥獣等調査について、「洞穴性、樹洞性のコウモリ等の稀少な鳥獣の生息状況の情報収集にも努める」とあるが、生息状況に関する情報収集が可能な団体・機関はあるのか、もしくは県が直接やるのか。

( 事務局 ) ( 回答 )

具体的にはコウモリに関して手が回っていない。

( D 委員 )

鳥獣保護員について、私自身20数年従事しているが、技術的にかなり難しく、危険も伴う。猟友会以外の者が鳥獣保護員をする場合、棲み分けをしないとかなり危険。先週には網にかかっている鳥獣がもとで死亡事故が起きている。また年間に100回以上24時間体制で出勤している。鳥獣保護員が不足しているが、一般の方が従事するとなる場合はこうした棲み分けを考えていただきたい。

( 部会長 )

「棲み分け」とは。

( D 委員 )

鳥獣保護員の事業内容としては、通常の処理や回収以外に、野生鳥獣による交通事故等すべて含まれる。技術的にかなり問題があるので、一般の方を任命する場合、同じ業務をするのか。

( 事務局 ) ( 回答 )

たしかに現在鳥獣保護員は猟友会会員に一任しており、危険の伴う業務にも携わってもらっていることも認識している。保護関係の方を任命する件について、趣旨は把握しているので、全体の流れで今後どのような役割を果たしていただくかも含めて検討する。

( E 委員 )

生物多様性基本法や新戦略が頭についているので、これに関する章をもっと前にもっていく等考えていただきたい。

キジの放鳥について記載があるが、最近遺伝子かく乱の問題もあり、確認の上実施していただきたい。

( 事務局 ) ( 回答 )

今回新たにCOP10を開催したことを基本計画でうけているので、どういう形で盛り込めるかは今後検討していきたい。

キジの放鳥の遺伝子かく乱の問題については、手元に資料が無いので、お答えできない。ただ放鳥するキジは兵庫県や他府県であらかじめ育成されたものなので、かく乱はおそらく起きないだろうと思う。

( 部会長 )

コウライキジが入ってきているので、すでにかく乱が進んでいるだろう。

( F 委員 )

森林動物研究センターの位置づけについて、せっかく事業を林内でおこなっているのに、もう少し明確に書いていただきたい。

資料の「高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来を取組を推進するよう指導するものとする」とあるが、これはどういうことか。

被害管理に関する方針で、「当該鳥獣が近寄りにくい集落環境」とあるが、これも具体的にどういうことか。具体的に計画に記載していただきたい。

(事務局)(回答)

「高齢化等・・・指導するものとする」については、少し言葉足らずだったが、県では現在、シカ捕獲専任班や捕獲実施隊を各市町で編成しており、これらが将来的に新たな捕獲体制となり、そうしたことを盛り込んでいきたい。

「当該鳥獣が近寄りにくい集落環境」については、たとえば農作物が食べられないように防護柵をしっかりと張るとか、誘引物となる生ゴミを出さないとか、サル監視員を設置して事前に情報を提供する、あるいはサル追い犬のような、人間以外で追い払いを行う等体制を整えて、近寄りにくい環境を整備するというような表現を盛り込むことを検討する。

## (2) 第4期シカ保護管理計画(案)について

(事務局より説明)

(発言内容)

(部会長)

個体数管理の考え方の棒グラフで、横軸が目撃効率で、縦軸が被害や下層植生衰退の割合という様式になっているが、普通は、0から1の間の平均値という考え方なので、100%で全部埋まるわけだから、同じ色の部分を線で結んで、被害の程度を見やすくした方がいい。

(F委員)

生息状況の、90%信頼限界とは何か。

(事務局)(回答)

統計上の処理の問題で、たとえば推定自然増加頭数の21,507頭は50%の確率で確かであるという意味で、これを90%の確率で確かとすると、16,682~36,288頭の間にあるという意味。

(F委員)

森林では、植林しても新芽を喰われてしまい、また植林しないといけない状況。「保護管理計画」という名称は変で、農業者の立場からすれば、しっかりと適正管理をして欲しい。特に中山間部ではシカと人間の棲み分けをして生活しており、その実態をみても適正管理をすることが大変重要ではないか。イノシシは最近ちょっと減っているように思ったが、資料を読むと増加している。山間部のゴルフ場に行くと、グリーンまで荒らしている。また農業者の状況を考えると、シカの目標頭数3万頭は少ないのでは。少なくとも生まれる分まで捕獲していく必要がある。農作物が一晩で荒らされている等の状況をもっと深刻に捉えて計画を考えて欲しい。

(A委員)

自然増加率も疑問があるが、他府県の場合でも、特にメスジカのコントロールが非常に大きな問題だが、計画には全く触れられていない。

目標頭数を達成できる見込みはあるのか。

(事務局)(回答)

今のところメスをよりたくさん捕るという具体的な方策はなく、計画にははっきりと反映することが出来ないのが現状。

目標達成については、平成22年度から3万頭ということだが、実績として3万7千頭捕獲できた。これ自体は喜ばしいことだが、平成28年度まで継続して3万頭を捕獲しなければ目撃効率1.0以下に達しないことから、これからも精度を高めて事業を実施していきたい。

(A委員)

どこであっても狩猟者が減少している中で、メスを集中的に捕獲して、何とか早く個体数を抑えてから体制を整えていこうと考えているが、兵庫県ではそういうことをせずに進めている。捕獲目標の3万頭が達成されない場合、判断ミスが問われるのではないかと心配なので、十分検討していただきたい。

(C委員)

今までの、捕獲シカのオス・メス比率の統計はないか。オスが多いとか、出生数が少ないとかが長期に渡って理解できるのではないか。資料としても作って欲しい。

(D委員)

防護柵の設置に関して、私共も保護活動の中で見回りをしているが、集落によっては補修が出来ていない。また防護柵を設置した後1,2年は被害が減少するが、その後はあまり効果がないという現状。今年の10月に有害捕獲で山に入ったら、既に下層植生がほとんど無く、スギやヒノキの皮が剥がれている状況。防護柵設置を進めているが、森林被害をどうするのか。山にシカを閉じこめてしまうことになるが、それでいいのか。その辺をどのように考慮しているのか。

(事務局)(回答)

防護柵については、農会アンケートの結果、年度を経る毎に効果無しという割合が増えて、効果有りという割合が減っている。やはり防護柵を設置したあとだんだん劣化して、効果が減っていくというのが明らかであるので、定期的な見回りや補修を行うことで効果を上げたいと考えている。ただ集落から鳥獣を完全に閉め出すことで、林業被害がひどくなる可能性はあるが、スギ・ヒノキ等を防護柵で困うこともなかなか難しいことで、維持管理も大変。他の森林植生被害も起こっているが、シカの密度を減らすことが一番効果的な方法と考えている。

### (3) 第3期ツキノワグマ保護管理計画(案)について

(事務局より説明)

(発言内容)

(A委員)

保護管理の目標が「推定生息数400頭以上を維持」とあるが、極めて曖昧な表現だと思う。というのは、現在600頭を超えているということは、これを被害者が読むと、3分の2に減らすという方向でいくと思うし、保護側からすれば、800頭というまだ上のレベルまでいくのだと受け取れるし、実施計画でどうにでもなる。この文書で県民への合意形成を図るといのは、少し不親切ではないかと思うがどうか。

(事務局)(回答)

400頭では、平成19~20年の水準であるが、目撃・出没情報もかなりある中、人身事故は0件だった。800頭のレベルでは、昨年状況になるが、出没情報が1,600件ということで、各地で集落内徘徊が多発し、人身事故も4件発生したという状況。また400頭のレベルでは、現在増加しているのが統計的に確認できたので、400頭を確保すれば絶滅に瀕している状況から脱すると考えている。一方、上限頭数は何頭までならいいのか(ダメなのか)というのは、今の時点で線が引けない。それは人間側の対応が被害対策を理解して、誘引物の除去や環境整備を整えていくというような状況で許容できる頭数が変わってくるのではないかと考えている。ただ、現状では、650頭で昨年度の状況は、地域住民にとっては少し限度を超えていると沢山ご意見をいただいているので、現在よりも基準をさらに強めて、個体数管理を進めていきたいと考えている。

(A委員)

私が言いたいのは、400頭以上という書き方では、何をするのか分からない。保護管理をする側からすれば、一番ずるい言い方だと思うが、実際に、保護したい側からしても、被害を受けている側からしても何をしたいのか具体的に読めなくて、これで合意形成しろというのはとても難しい。例えば、出没状況が書いてあって、H19、H20の出没状況は「190」と「450」だが、その以前の個体数が少ない所でも非常に出没数が多い訳で、ここだけ取り上げて書いておくというのもまた「400頭なら安心」というようなメッセージを発しているようで、これもやはり誤解を生む書き方ではないかと思う。住民の方、県民の方がもっとしっかり合意できるような書き方をしてもらいたい。

(事務局)(回答)

より理解してもらおうような表現を検討したい。

(C委員)

個体数が増えていくという図がうまく出ているので、私としては嬉しいと思っている。東中国個体群では、繁殖適齢期の雄雌の年齢構成は山型になっているので、これからも増えていくのではないかと考えている。「黄体および胎盤痕あり」の割合も4分の3以上で、妊娠して出産しているのがあるので、減らずに増えていこうと考えている。

遺伝管理で、お願いしていたデータを出していただきありがとうございます。やはり両群とも遺伝的多様性が低かったという結果となっているので、京都府の群と鳥取県の群が混ざって欲しいと考えている。捕獲されたオス個体については、ジーンバンクとして、精液を冷凍保存して、使うときに使うということを今からやった方が良く考える。

(事務局)(回答)

ジーンバンクについては、国でやっており、現在県として実施する予定はない。

(E委員)

生息環境管理の、効果検証について教えて欲しい。

(事務局)(回答)

野生動物育成林整備で生息地の広葉樹林の整備をしたところでは、植生防護柵を設置して植物の種類が増えたという成果を確認し、報告書にもまとめている。

(E委員)

クマの生息場所として、そういうものが有効であったのか。

(事務局)(回答)

クマに特化した検証は行っていない。

( E 委員 )

分離している両個体群をコリドーとしてつなぐようなことが整備できないか。

( 事務局 ) ( 回答 )

コリドーについては、現在の出没状況と捕獲状況を見る限りでは、円山川の河川敷にクマがいて、涉っている痕跡が見られている。円山川西部で放獣した個体が、川の東側で捕獲された事例もあり、部分的にはコリドーといえるか分からないが、生息域が繋がりがつつある傾向が確認されている。現時点では、まだ遺伝分析では大きな差異があり、繋がった年月が少ないので、今後モニタリングを続けていかないと、一つの個体群となるには時間がかかると思われる。

( A 委員 )

「東中国地域個体群と近畿北部地域個体群の2集団が、円山川を境として分布しているとされてきた。」と過去形になっているが、これは明らかに「している」であって、県民に誤解を与えるような間違った書き方である。実際、遺伝的に孤立していると自分たちで報告しておきながら、こういう書き方をするのは納得いかない。本来であれば、東中国と北近畿の両個体群では、西日本の中で一番遺伝的に離れているとされる個体群なので、その個体群を600頭で一括りに管理するというのは、保全学的にはあり得ないことであり、もう少し丁寧な説明がないといけない。

最後に、保護管理方針があるが、環境省のガイドラインに似て非なるものであって、たとえば、環境省では、400頭以上800頭未満であれば、狩猟は可能だとなっている。それに対して、ここではあまりに突慳貪に「狩猟禁止」と書いているが、狩猟者に対して、なぜ禁止なのかを丁寧に説明をすべきと考える。

( 事務局 ) ( 回答 )

400頭の基準については、かなり安全だとみる議論があり、もっと少なくてもいいのではという考えも出来る。一方で、二つの個体群がきちりと管理できていないというもある。400頭から800頭であっても狩猟は禁止というかなり厳しい基準を確保しながら、上のラインははっきりしていない状況では、かなり安全度を見込んだ基準となっている。ただ被害を受けている地域の方々には疑問の意見はある。そこは被害防止の対策を行うことや、誘引物の除去や防御をきちり推進することによって、効果が出ている事例も多くあるので、これを我々が今後もしっかり実施していくことが重要と考える。

( 部会長 )

この問題は、前の目標をどこに設定するのか決めないと、二つの個体群を別々にして考えるか、一緒にすべきなのか分かれ道となるので、如何ともし難い。

#### (4) 第2期ニホンザル保護管理計画(案)について

(事務局より説明)

(発言内容)

(E委員)

生息環境管理について、面積(録)と箇所数のうちサルの群れが存在する隣接地はどのくらいあるか。サルの管理で記載しているから、生息地と別のところにあったのでは意味がないのではないか。

(事務局)(回答)

そういったことを想定した資料ではないので、特にサルだけの内訳は無い。

(E委員)

この資料に入っている限りは、そうあるべきではないか。

(部会長)

他の計画には入ってなくて、ここだけ入っているのか。

(事務局)(回答)

全部同じ数字が入っている。生息環境管理については、全ての動物に対して人工林化が進んで県下全体で40何%、特に野生動物が多い地域ではもっと人工林が高いところがあるので、全般的に野生動物が生息できるような環境を残していきたいという意味で全て同じ形で書かせてもらっている。今先生がおっしゃったように、サルの計画だから、サルの居る地域に限った書き方が必要ではないかという話も確かだが、全般的な意味で兵庫県としては野生動物のためにこういう形で森林整備・生息環境整備をしていくという意味合いでご理解いただきたいと思うし、サルの場合、特にハナレザルの形で群れの間を移動するものもあり、遺伝子の関係では重要な存在だと思う。そういった意味で全県を網羅した整備という位置づけでご理解いただきたい。

(A委員)

今の件で、シカ・クマ・イノシシは全県にいるので掲載してもいいが、サルの場合は分布域が限られているので、サルに関して載せるときはやはり考えて出さない。

(事務局)(回答)

反対に質問だが、ハナレザルという存在がある。先程も言ったが、ハナレザルというのは重要なものだという考えもあるので、その辺を考慮すれば、全県という言い方ではダメなのか。

(A委員)

県民からすれば、被害が起きているということが非常に大きな問題で、被害については、サルの餌環境というのが非常に重要であるということが、一番急務な問題である。そうすると、ハナレザルの移動経路が針葉樹と広葉樹でどう利用されるかという情報について、移動経路として針葉樹があるうと割合いいのではないかという気がする。この広葉樹の育成で重要なのは、サルの被害を防ぐために、サルが山にいられる環境を作ることなので、それは少し言い逃れではないかと思うので、もう少し県の中で検討していただきたいと思う。

(事務局)(回答)

23年度からという将来計画になるので、サルを特化した計画が全て把握できているわけではない。ただ過去に、サルの出没地域での野生動物育成林整備が行われている実績があるので、その部分だけは補足させてほしい。

(部会長)

それを空間分布が地図として表わされれば、それはサルの分布と重ね合わせてうまく入っていたということであれば、全然問題ないということか。

(事務局)(回答)

位置図は豊かな森づくり課でまとめて出しているのだから、その辺を検討させていただく。

( E 委員 )

餌付け地域個体群で、「長期的な管理計画について検討する」と書いてあるが、具体的にどのようなソフトランディングを考えているのか。

( 事務局 ) ( 回答 )

餌付けといっても野生の個体もいる。最終的には餌付けをやめて、人里で被害を及ぼすことなく、周辺の山の中に帰っていくというのが理想的な状況だと思っている。ただ、今管理されている方が、まだ思いとしてずっと続けていきたいというようなこともある。いつか労力的に成り立たなくなるので、もしいよいよ行き詰まってどうにもならなくなった場合にどうするのかということ、できれば今からお互い意見共有する情報を持ちながらやっていきたいと考えている。

( A 委員 )

先程クマでは個体の危機があるので、1つの個体群として扱うと受け取られるような文章があったが、サルに関してはハナレザルの交流があるからといって1つの群れとして扱うようなことはないのか。

( 事務局 ) ( 回答 )

地域個体群というのがあって、1群1地域個体群があるし、複数の3群1地域個体群、4群1地域個体群というのがあって、今のところ複数の群れがいる地域個体群でも1つの「群れ」ということで考えていきたいと思っている。

( A 委員 )

クマでは個体の癖があるから、1つの個体群として扱うみたいに受け止めるような書き方がされていたが、サルではハナレザルの交流があったから、離れていてもそれを1つの群れとして扱うようなことがあるのか。

( 事務局 ) ( 回答 )

ノー。あくまでメスを主体にした群れとして考えている。

(5) 第2期イノシシ保護管理計画(案)について

(事務局より説明)

(発言内容)

(E委員)

ブタとの交雑種について、特に何も記載がないが、それでよいのか。他府県では、業者がわざわざブタと交雑したイノシシを放して、それを狩猟して高くイノシシとして売っているという実態があるが、それに対して何かあるか。

(事務局)(回答)

兵庫県ではブタの飼育頭数自体が少なく、そのようなことをして代用するようなことはないと思われた。ただ淡路島の場合、大きい養豚農家があるので、調査をしたところ、40頭中3頭交雑種が確認された。そういったことを随時調査して、データ等を収集して確認していきたいと考えている。

(部会長)

イノブタは形態的に分かるのか。

(事務局)(回答)

形態的には、はっきり分からない。遺伝子で判断している。

(部会長)

一番ややこしい問題として、被害と生息密度の関係が明確でない理由について何かあるか。

(事務局)(回答)

イノシシ1頭が起こす被害は非常に大きい。人慣れすることで集落の近くに寄ってくる。イノシシの場合は、銃猟で捕ることが多いので、山の中で捕獲することになるが、実は山の中にいるイノシシは集落に出て被害を与えていない。集落にいる個体を積極的に捕って行かないといけなないと考えている。

(部会長)

逆に言えば、それをすると何か関係が出てくると考えるのか。

(事務局)(回答)

おそらく出てくると思う。

(A委員)

個体数管理のところ、もう少し効率的な捕獲管理を行っていくことを記述できないか。

(事務局)(回答)

「加害個体をわなで集中的に有害捕獲する体制整備を推進する」としており、かぞえもんやハンターズアイで

(F委員)

農業被害を5年間で現状の半減というのではなく、もう少し進度を上げられないかと思うがどうか。

(事務局)(回答)

現状として半減するとどういう影響がでるのかを踏まえながら、年次計画も進めているので、その辺で随時対応できるのではないかと考えている。

(部会長)

その辺はワイルドライフ・マネジメントで相対的に考えないといけなないので、やってみてどういう結果が出るかみないと仕方ないと思う。

以上で審議を終了します。

閉会